

第 8 2 号議案

令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮町長職務代理者

新宮町副町長 財 間 輔

令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 9 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8, 2 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新宮町長職務代理者

新宮町副町長 財 間 輔

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 28,818	千円 4,705	千円 33,523
	1 一般会計繰入金	28,818	4,705	33,523
4 繰越金		1	3,279	3,280
	1 繰越金	1	3,279	3,280
歳 入 合 計		60,308	7,984	68,292

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 43,002	千円 7,984	千円 50,986
	1 施設管理費	42,563	7,984	50,547
歳 出 合 計		60,308	7,984	68,292

1 総括
(歳入)

歲入合計	60,308	7,984	68,292
------	--------	-------	--------

(歲 出)

[illegible][illegible]

2	歳入	
3	款繰入金	4,705千円
1	項一般会計繰入金	4,705千円

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 28,818	千円 4,705	千円 33,523
計	28,818	4,705	33,523

4	款繰越金	3,279千円
1	項繰越金	3,279千円

1 繰越金	1	3,279	3,280
計	1	3,279	3,280

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 4,705	一般会計繰入金 千円 4,705

1 繰越金	3,279	前年度繰越金 3,279

3	歳	出	
1	款	総務費	7,984千円
	1	項	施設管理費
			7,984千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 42,563	千円 7,984	千円 50,547	千円	千円	千円	千円 7,984
計	42,563	7,984	50,547	0	0	0	7,984

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 174	電子カルテシステム保守委託料 千円 174
17 備品購入費	7,810	施設備品購入費 7,810